2026 年 11 月7日改訂

カード会員規約（要約）

○ この会員規約（要約）は、カード会員規約の抜粋をわかりやすく記したものです。
○ お申込みの受付後、入会審査をさせていただきます。株式会社ＯＣＳ（当社）が入会を承認した場合は、カードをお送りします。カードのご利用枠はその際ご案内いたします。
○ 会員規約をよくお読みいただいたうえで、カードをご利用ください。会員規約を承認できない場合は、直ちにカードを当社へ返却し入会申込を撤回できます。
○ 入会申込書は返却いたしません。あらかじめご了承ください。

１（会員資格）

会員とは本規約の内容を承認し、本規約を契約の内容とすることに合意したうえ、株式会社ＯＣＳ（以下「当社」という）が発行するクレジットカード（以下「カード」という）の入会の申込みをされ、当社が入会を認めた方をいいます。また、会員には本人会員と家族会員とがあります。家族会員とは本人会員が代理人として指定した家族が入会の申込みをされ発行するカード（以下「家族カード」という）のことをいい、利用は全て代理人としての利用となります。当該家族カードの利用に基づく支払義務は、本人会員が負担します。ただし、カードによっては本人会員のみに入会が限定される場合もあります。

２（カードの貸与）

当社は会員１名につき、１枚のカードを発行し貸与いたします。なお、カードの所有権は当社に属します。

３（有効期限）

カードの有効期限はカードに表示し、当社が引き続き会員として適当と認める場合は当社所定の時期に更新します。

４（提出書類）

当社は、入会申込時または本契約期間中いつでも、貸金業法その他法令等の定めにより、収入を証明する書面、その他の必要な書類の提出を求める場合があり、会員はその求めに応じるものとします。

５（年会費）

会員は、当社に対し毎年所定の時期に所定の年会費（消費税を含むものとし、家族会員の登録がある場合は、家族会員のカードの年会費も含みます。）をお支払いいただきます。なお、年会費は原則として返還しないものとします。ただし、カードの種類によっては年会費が発生しない場合もあります。

６（暗証番号）

会員は入会申込時に暗証番号を当社へ届出いただきます。また、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

７（カードまたはカード情報の紛失・盗難等）

会員は、カードやカード情報が紛失・盗難等にあった場合、速やかに当社に連絡のうえ、当社所定の書類を当社あてに提出していただきます。届け出されたカードが他人に不正 に使用された場合には、その損害額を免除するものとします。ただし、会員の故意または重大な過失によって生じた場合や会員の家族・同居人・留守人等、会員の関係者によって使用された場合および本規約に違反している状況において、紛失・盗難等があった場合は、会員がすべての損害を負担するものとします。

８（退会・会員資格の取消およびカードの使用停止・返却）

カードの利用可能枠は、途上与信により会員の利用状況、借り入れ状況を調査のうえ、会員の支払能力に応じて利用可能枠の減枠（利用可能枠を０円とすることを含む）、または利用の停止をすることができるものとします。

９（期限の利益喪失）

会員が、カードキャッシングの支払金の支払いを１回でも遅滞したときおよびカードショッピングの支払金の支払いを遅滞し、当社から２０日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったときは当該債務について当然に期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちにお支払いいただきます。

10（届出事項の変更）

会員は、当社に届け出た住所・氏名・勤務先（連絡先）・取引目的・職業・指定預金口座等について変更があった場合には、所定の届出書または当社の認める方法により、遅滞なく当社に届出していただきます。

11（カードショッピングの手数料・カードキャッシングの利息、締切日、支払日、支払方法）

詳しくは表面に記載の「カードショッピングのご案内、カードキャッシングのご案内」をご参照ください。

12（支払停止の抗弁）

会員は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品・役務・権利について、カードショッピングの支払金の支払いを停止することができるものとします。

①商品の引渡、権利の移転または役務の提供がなされないこと。
②商品等に破損、汚損、故障、その他売買契約等の内容に適合しない事由があること。
③その他商品・権利の販売または役務の提供について、加盟店に対して生じている事由があること。

[相談窓口]

１．売買契約（商品等）についてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
２．立替契約（お支払）についてのお問い合わせ・ご相談は当社にご連絡ください。
３．支払停止の抗弁に関するお問い合わせ（12（支払停止の抗弁））は、当社にお尋ねください。

[当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関]

（名　称）日本貸金業協会　貸金業相談・紛争解決センター
（住　所）〒108-0074　東京都港区高輪３－１９－１５　二葉高輪ビル２階
（ＴＥＬ）０３－５７３９－３８６１
（ＦＡＸ）０３－５７３９－３０２４

株式会社OCS

〒900-0015　沖縄県那覇市久茂地1-11-1
包括信用購入あっせん業者 登録番号 沖縄（包）第４号
貸金業者登録番号 沖縄総合事務局長（７）第００００１７号
日本貸金業協会会員 第００５４７４号
サポートセンター（総合案内窓口）０９８－９０１－００９４ 平日 9 時～17 時（自動音声対応／24 時間 365 日受付）
お客様相談室 （苦情・相談窓口）０１２０－１１－０４０４ 平日 9 時～17 時
ホームページアドレス　https://www.ocsnet.co.jp